

令和4年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和4年第2回東彼杵町議会定例会は、令和4年6月16日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
産業振興課長	楠本 信宏 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農業委員会事務局長	(楠本 信宏 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	森 英三朗 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 発議第2号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議会広報編集特別委員の辞任の件
- 日程第3 議会広報編集特別委員の辞任の件
- 日程第4 議会広報編集特別委員の欠員補充の選任の件
- 日程第5 議案第40号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第41号 令和4年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 請願第1号 東彼杵町議会映像化（一般質問等）における請願書
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第43号 東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約について
- 日程第9 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第10 特別委員会の閉会中の継続審査の件

日程第 11 議員派遣の件

6 閉 会

開 会（午前 10 時 05 分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 発議第 2 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、発議第 2 号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

発議第 2 号は局長に朗読させます。

○議会事務局長（有川寿史君）

発議第 2 号。令和 4 年 6 月 15 日。東彼杵町議会 議長 吉永秀俊様。提出者、東彼杵町議会議員 口木俊二、賛成者 東彼杵町議会議員 浪瀬真吾、東彼杵町議会議員 尾上庄次郎。

東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条 2 項の規定により提出します。

裏の方をお願いいたします。

東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

東彼杵町議会議員の定数を定める条例（平成 14 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前が、定数は 11 人とするを、改正後、定数は 10 人となります。

附則 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

本案について提出者の説明を求めます。3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

おはようございます。

提案の理由。

議員定数については、現在、議会改革特別委員会で継続審議中であり、しかしながら、6 月 7 日付けで、発議者及び賛成者を含め議員約半数弱から議員定数削減案 11 名を 8 名にする条例改正案が提出され、議会改革特別委員会に付託されました。しかしながら、急激な定数削減は議会運営等に大きな支障をきたす恐れがあります。議会改革特別委員会で審議するためには、代替案を示し審議する必要があります。諸般の情勢を鑑み、現在の 11 名から 10 名に削減する議員定数条例改正案を提出します。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

提出者に対する質疑を行います。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

まず、提案の理由に、現在、議会改革特別委員会で継続審査中とは誰が決めたのですか。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

この継続審議というのは、この前の、前回の特別委員会で審議するというので、継続審議ということでやっておりましたけれど、11 名を 8 名にという改正案が出まして、特別委員会に付託をするということで決まっています、我々も 8 名にするという改正は真摯に受け止めますけれど、やはり急激な定数削減は大きな支障を来すということで、先ほどの議会運営委員会で決まっておき、特別委員会に付託するというので決定をしております。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

これは、最終日程の特別委員会の継続審査の件できちんと報告されないと正式な継続審査にはならないんですよ。このことも知らないんですか。議事日程の 10、特別委員会の閉会中の継続審査の件と挙がっていますよ、議案に。これは、きちんと報告されないと継続審査という言葉は使ってはいけません。もう少し勉強してください。

それから、以前、この 11 名の時に 10 名に減らしてはどうですかというような提案をさせていただきました。その時に、その反対意見、その時の反対意見は、委員会構成ができないということでした。もう 1 つは、町が広範囲だから住民の声を十分に聴けないというような大きな 2 つの反対意見だったんですね。そうすると、あの時は反対されたんですよ、まさしく同じ理由で。でも、それはチャラという話になって 10 名というのを提出されているんですが、ちょっと、私どもは理解できません。その時には駄目だと、できないと言っておっしゃったものが、今になったら 10 名で良いよと。これは筋が通りませんよ、こんなの。

私どもが 8 名で良いよというのは、今の問題を解決することができるから言っているんですよ。8 名にしたとしたら委員会の構成ができないのではなく、委員会の構成はできるんです。ここの議員は、一年間のうち何日出ていますか。一日たっぷり使って委員会をやっても良いんですよ。そして、次の日、次の委員会に出てもいいんですよ。したがって、1 人の委員が 2 つ以上の委員会に所属しても可能なんです。十分できます。何日お休みなんです。月の内に何日出ていますかという話なんです。今月の 6 月議会だって、本議会以外で何日出ていますか。あと自宅でしょう。だったら、この広範囲に、広範囲だから町民の意見を聴かれないなら自分が回れば良いじゃないですか。選挙の時は、たった 5 日間でガンガン回るじゃないですか、私をよろしく願いますと言って。その時は回れるくせに、なぜ普段は回れないんですか。話が通用しないんですよ、これ。通用しない。8 名が良いかもしれませんが。これは議会運営委員会で継続審査ということで内定はしています。内定と言わないと。

したがって、今のような意見が、私があるということは頭の中に入れておいてください。そう

いうことです。

委員長として、今、私が言った、その反対理由、過去に反対された理由が、委員会の構成ができない、そして町民の意見を聴けない。これに対して、私が今言ったことに対して反論というのを聞かせてください。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

できないことはないでしょうけれど、やはり、常任委員会が2つ、特別委員会が1つありますけれど、仮に8名で活動をするとなったら議長が抜けてあと7名になり3名とか4名になってしまう。それで足らなかつたら重複するわけですよ、議員が。そうなるとなかなか活動がしにくいと。同じような意見ばかり出て、発言が同じような内容になってくるのではないかと。やはり、ある程度議員がいて、町民の意見も幅広く聴いて、そして、ある程度の定数で委員会もやっていただいて、現在みたいな形でやっていただく方が私は良いんじゃないかなと感じております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

住民の皆さん、町民の皆さんが知りたいのは、この中でいきますと、諸般の情勢を鑑み現在の11名から10名に削減するのは妥当だろうということで書いていらっしゃるんですけど、諸般の情勢というのが大きくですね、具体的にどういうことをおっしゃられているのか、そこをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

人口規模に対しての議員定数とおっしゃられておりましたけれど、先ほど森議員もおっしゃられましたけれど、東彼杵町は川棚町や波佐見町に比べたら面積も広く、特に川棚町の倍近く面積があります。川棚町に比べたら東彼杵町は。何回もこの前から話をしておりますように、幅広く意見を個人で回って聴いたら良いんじゃないかという意見もありますけれど、なかなかそういった機会もないということもあって、そこに出ておられる議員さんとの、ありますし、やはり急激な削減というのはいかがなものかと思って、今、代替案を示して、同じテーブルで審議をした方が良いのではないかなということで、諸般の情勢と書いておりますけれど、その他もろもろと言いますか、ここに書いてありますとおり、活力あるまちづくりを推進するためにはある程度の定数が必要かなと感じています。

○議長（吉永秀俊君）

他に。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

先ほどの答弁の中で、面積が広いというのをずっとおっしゃられているのはここ何年かわかるんですけど。面積が広いというのは当たり前というか、だと思っておりますけれど、人が住んでいる所、森林の広さです。人が住んでいる所の、要するに住民が生活している場所ということで考えたら、川棚町や波佐見町よりも東彼杵町の方が当然少ない、狭いんだと私は思います。面積に関して、

森林の面積を入れて話をされること自体がおかしいんじゃないかなと思うんですけど、そういう考えはないですか。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

まあ、そう言われれば森林が広いとは思いますが、なかなか減らしたら、分母からの手を挙げる方が少ないかなと。なかなか出にくい感じがして、やはりある程度の定数を持っていかないと、若者が、若者と言いますか、これから我々よりも若い世代が手を挙げにくいかなということでは感じております。

○議長（吉永秀俊君）

他に、5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

この前8名の改正条例案が提出された時、私はそもそも議員定数削減に賛成の立場ということ述べてました。今回、10名の議員定数削減が3名の方で提出をされました。いずれにしても8名、10名という提案が出されたことは、私にとっては非常に喜ばしいことであると感じています。

で、ですね、で、ちょっと紹介したいんですけど紹介をします。これは委員長研修の資料でございます。令和元年8月27日、長崎市で研修会が、8町の委員長が研修した研修会でございます。その中に、うちから浪瀬議員、口木議員、林田議員、私、吉永議長、議会事務局長、この6名が参加をいたしました。その中で講師として新潟県立大学准教授田口一博氏の講演がございました。

どういった講演かといいますと、町村議会の議会運営についてというタイトルでございました。その中で、この田口准教授は、どういうことを申しておられたかという、行政監視の目からしても議員の数はある程度必要である。ある程度ですよ、いいですか。町長以下、そして加えたのは、町長以下、課長を含めた数以上は必要であると。そうすると町長、副町長、教育長、課長クラス11名、14名。それ以上必要というのは田口准教授の意見なんです。私は、この意見についてはくみするものではありませんけれどね。くみするものではないんですよ。けども、やはり町の財政状況とか町民の意見を聴くとかいうことを踏まえて、やはり議員定数を削減すべき。だから、8、10。

だから、この田口准教授の意見も、こういう有識者の意見も、町民の意見も聴かなければいけないけれど、こういった有識者の意見も聴くべきだと思うんですけど、提案者の口木議員の、今、私が申し述べたことに対する、有識者の意見をもっともっと町民の方にも伝えるべきではないのかなということですよ。やるべきじゃないか。これについて提案者の口木議員の意見を聞きたいんですけど。お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

私も大石議員のおっしゃるとおり、やはり町民の皆さんの声も大事だと思います。町民の皆さんの意見を言われたからと言ってそれをうのみにするのではなくて参考として、たたき台としてやっていければなと思っております。区長会等もありますので、意見交換会みたいな形でやっていってもらっても良いし、今、大石議員が言われた有識者の方が言われたのも当然かなと思う気持ちもあ

りますし、やはり、それは町民の意見も聴きながら、町内もいっぱいおられますので、そういう方の意見を聴きながらアンケートなり。アンケートの採り方もいろいろありますけれど、そういった形で意見を聴きながら、それを参考にして審議をしていただければなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

今の質疑のやり取りを見させてもらって質疑をしたくなりましたので、手を挙げました。

これまで、人数のことで8名だとか10名だとかいろいろ議論があったと思いますけれど、多くの方のお声を吸い上げて、議会で反映していくということが私たちの仕事です。それを人数で減らすと聞きにくくなるのではないかというふうなご意見は、私も、それはそうかなと思いますけれど、これまで、この11名でこの3年間でそういった活動をしてきたかということ振り返ると、私はしてきていないなというふうに感じています。これから先11名なのか10名なのか8名なのか、人数の変動があるのか、これから議論していくんですけど、町民の方のお声を聴きながら。これから先の議会改革というか、本当に意見を聴いて回るということをこの3年間できなかったことを、これから先提案をされるということに、提案者として、賛同者の皆さんでそういった話は出られたのかなというふうに思ったんですけどいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

今はなかなかコロナ禍で、そういった活動もできないし、林田議員が言われましたけれど、ちょうど林田議員が議員になられて2年目ぐらいからコロナが始まって、皆で、議員全員で活動することがなかなかできていない状態ですね、今ね。これから先、今言われたようにやっていく必要はあるのかなと、そういう話も我々もしております。まだ、そこら辺はみんなて共有はしていませんけれど、今からの話ではないかなと。コロナが落ち着いたらみんなてやっていける活動をできる機会も増えるのではないかなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

ご回答ありがとうございます。

ただ、コロナでそういった活動ができなかったというのは、私は本当かなというふうに、私は、この議会の中でリモートでもなんでもやってみることを提案してきましたけれど。こうなると議会改革の話になっていくんでしょうけれど。これが11名のままだったり、10名に。8名が急激だから10名になったからだと言って、本当に変わるのだろうかというのが私の中にはあります。なので、それが人数に限らず、これから議会がどういうふうにしていくのかということの方がやはり大事なかなと思ってますので、人数の議論は、私としてはここではなく議会改革特別委員会の中で今後考えて。本当に、早急に動いていく。アンケートを採りながら動いていくというのが大事だというふうに思っています。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

林田議員の言われたとおりこれは議会改革特別委員会で審議中ということで、この前から話をしておりますように、皆さんで話を進めていけたらなど、特別委員会でですね、いけたらなど思っております。

○議長（吉永秀俊君）

他に。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

ちょっと、質問する気はなかったんですけど、今、皆さんの意見とか発議者の意見を聴いていて、ふと思い出したことがあります。フランスの哲学者で、名前は忘れたんですけど、民主主義ほどくだらない制度はない、しかしながら、現存する制度で選ぶとすれば民主主義しかないんだよなということ。今、ふと思い出したんですよ。マルクスとか、そういう本を斜め読みしている時にそういうのがあったんですけど。

今、確かに住民の意見を聴くということは大事なことです。しかし、その理論でいきますと、例えば、皆さんの意見も正解と思いますけれど、結局、我々は議会制民主主義の中で代表権を付託されているという形なんです。そうしますと、これは付託された代表権の否定になるのかなど。今、ふと思ったんですがお答えできますか。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

もう一度お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

よくわからなかったそうですので、橋村議員、もう一回質問してください。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

同じこと言って良いですか。

○——△——

わかりやすくお願いします。

○10 番（橋村孝彦君）

結論として言えば、我々は代表権を付託されているんですよね。そうしますと、それぞれ言っているということは、代表権を否定していたことになりませんかと言っているんです。いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

代表権を否定する。

○——△——

意味わかりませんか。わからないなら結構です。

○議長（吉永秀俊君）

後から2人で話し合ってください。

他にありませんか。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

私、発議者として、いきなりそんなことと言うことですが、ここで議会改革特別委員会で審議中と書いてありますけれど、今までになかったから私は決めていて、私が出すのを決めている時にそういう話だったんです。今までになぜ、改革の問題は何度もあったのになかったのかと、それを質問します。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

特別委員会で審議中ですよ。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

今審議中だったんですけれど、その前から私は準備をしていたんですよ。いきなり審議が始まったものですから、こういう状況になったわけです。出すのは皆さんで相談するのが、賛成者がおられたので私は発議を出したわけです。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

審議中の時に発議を出されるというのも、いかがなものかなと思っております。特別委員会で。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

発議書を出す前に、大体3月に出す予定だったんですけれど、あまり急いで出さなくても良いからと賛同者の方から言われていて、森議員から議会改革特別委員長に、こういう審議をしてくれという申し入れを、私が出す前にされたものですから、審議の前に決めていたことだったので、私は発議を今議会に出したわけです。それなので、その前に、今質問しているのは、その前に議会改革特別委員会で、そういう話がこの3年間の間で一回もなかったものですから私は出したわけです。皆さんに相談がなかったというのは、賛同者が、前も5対5で否決されていたものですから、もう一回やるべきだなと思って、私は発議をしたわけです。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

特別委員会は、3年前は立ち上げていませんでしたよね。その後になって、その話になって、削減の話も出たので継続審査にしましょうということで、今始まったところです。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

他にないようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第2号は、議会改革特別委員会に付託します。

ここで、議会改革特別委員会を開催し、発議第2号について審議を行っていただきますので、暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時32分）

再開（午前10時37分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を進めます。

日程第2 議会広報編集特別委員の辞任の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、大石敏郎議員の議会広報編集特別委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、大石敏郎議員の退場を求めます。

（大石議員退場）

○議長（吉永秀俊君）

6月10日、大石敏郎議員から一身上の都合により議会広報編集特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、大石敏郎議員の議会広報編集特別委員の辞任を許可することに決定しました。

（大石議員入場）

○議長（吉永秀俊君）

大石敏郎議員に告知します。あなたの辞任願は許可されました。

日程第3 議会広報編集特別委員の辞任の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、橋村孝彦議員の議会広報編集特別委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、橋村孝彦議員の退場を求めます。

（橋村議員退場）

○議長（吉永秀俊君）

6月10日、橋村孝彦議員から諸事情により議会広報編集特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、橋村孝彦議員の議会広報編集特別委員の辞任を許可することに決定しました。

（橋村議員入場）

○議長（吉永秀俊君）

橋村孝彦議員に告知します。あなたの辞任願は許可されました。

日程第4 議会広報編集特別委員の欠員補充の選任の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第4、議会広報編集特別委員の欠員補充の選任の件を議題とします。

本件は、大石俊郎議員と橋村孝彦議員の委員辞任に伴い、議会広報編集特別委員において定数の欠員が生じたことから、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において補充指名をしたいと思いをします。

浪瀬真吾議員と立山裕次議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、浪瀬真吾議員と立山裕次議員を議会広報編集特別委員に補充選任することに決定しました。

ただいま、議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長が不在となっております。この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきたいと思います。

なお、決定の上は、委員長よりお知らせ願います。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時41分）

再開（午前11時02分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報編集特別委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告いたします。

議会広報編集特別委員長に尾上庄次郎君、副委員長に浪瀬真吾君。以上のとおりです。

日程第5 議案第40号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第5、議案第40号令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、口木俊二君。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第40号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）

2 審査年月日

令和4年6月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9880万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億9947万1000円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、総務費に東彼杵町新庁舎整備に係る技術的支援業務委託料や庁舎新館防水工事など1828万9000円、民生費に住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費や子育て世帯生活支援特別給付事業費など1839万4000円、衛生費に新型コロナ予防接種事業費など4606万9000円、農林水産業費に中山溜池浚渫実施計画業務委託料やながさき型スマート産地確立支援事業補助金など1458万9000円、土木費に橋梁補修工事や塩鶴川溪流保全事業費など6385万5000円、災害復旧費に公共土木施設過年災害復旧事業（漁港災）費2401万5000円を追加計上するものである。

歳入については、特定財源として、国庫支出金1億4061万8000円、町債3900万円などを計上し、一般財源として繰越金460万3000円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、資料の基となる案件については慎重に取り扱い、間違いのないように提出していただきたい。また、新型コロナウイルスに係るワクチン接種について、町広報紙等通じて周知徹底され、わかりやすく知らせてほしいとの意見がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長の報告に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 41 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 6、議案第 41 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 41 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和 4 年 6 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る住民生活や経済への圧迫が進む中で、町民の生活はより厳しい現状であることを踏まえ、当初の水道料金（基本料金）の 3 か月間の減免措置に追加し、基本料金 5 か月間を減免措置するものである。

また、水道施設情報管理システムリモートサービス環境構築業務委託料及び代替水源施設設計業務委託料が追加計上されている。

収益的収入の補正予算は、営業収益△3268 万円、営業外収益（一般会計繰入金）3268 万円で、計 2 億 4475 万 1000 円の計上である。

収益的支出の補正予算は、営業費用 53 万 2000 円で、計 2 億 3769 万円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で水道料金の減免措置に対しては、減免期間等の周知徹底を図られたいとの意見がありました。

○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号令和4年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 請願第1号 東彼杵町議会映像化（一般質問等）における請願書
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第7、請願第1号東彼杵町議会映像化（一般質問等）における請願書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、口木俊二君。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

請願第1号 東彼杵町議会映像化（一般質問等）における請願書

2 審査年月日

令和4年6月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

請願の理由として

1 現在、東彼杵町議会活動は、主に年4回（1月、4月、7月、10月）発行の議会だより及び

議会傍聴によって知れる状況です。

このような現在の状況では議会がどのような活動をされているのか。また、議員各位がどのような活動をされているのか。その情報は私たち町民のもとに十分伝わってきていないと思われる。

- 2 県内各市町の議会においては、議員の一般質問を茶の間のテレビ等で放映しているところが多いと聞いております。残念ながら、我が町東彼杵町議会では、その放映はありません。
- 3 私たち町民が、東彼杵町議会活動をテレビや録画したもの、例えばライブやDVD等で見れるようにする必要があります。
- 4 東彼杵町議会におかれては、その実現に向けて、早期に具体化されることを強く要望するものでした。

慎重に審査した結果、映像化の実現に向けて早期に具現化されるように強く望むとの意見もあり、全委員一致採択すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

この請願書につきましては、私が紹介議員になっておりました。この審査を、ここに書いてあるとおり令和4年6月10日に審査を行われ、その結果は、付託された総務委員会において全委員一致採択すべきものと決定しましたということなのですが、今日、私、初めて知りました。これは、やはり紹介議員には、10日以降に、実はこうこう、こうなりましたよと言うのが、普通、順序ではないのかなと思うんですが、委員長、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

そのようなことは私は存じておりませんでした。

○——△——

聞こえません。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

報告する必要があるということですか。

○——△——

そういうことですよ。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

報告はしておりません。

○——△——

なぜしなかったのかを聞いているんです。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 15 分）

再 開（午前 11 時 15 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を進めます。

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

休憩中に、この委員会報告に対して質疑、討論、採決といくんですが、当然、委員会で決まったことは、請願者の代表者にも知らせる、そして、紹介議員にも知らせるということが普通常識ではないですか。ね、違うんですか。一応、付託された総務厚生常任委員会では採択されましたよと。また、この後本議会で上程されて本議会で決まることが残っていますが、現時点の総務厚生常任委員会では採択されましたよと通告しても良いのではないですか、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

今、浪瀬議員が言われましたように、採択されてから請願人、紹介議員には、最後の、決まりましたよと決定してからお知らせするのが良いかなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

実は、岸川となみさんに確認したところ、既に自分は知っている、その結果の通知は受けたと、誰からか知りませんが、そのことをおっしゃっていた記憶があります。誰が言ったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

そのようなことは、私は存じ上げておりません。誰が言ったかはわかりません。

○議長（吉永秀俊君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長の報告に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第 1 号を採択します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号東彼杵町議会映像化（一般質問等）における請願書は、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第8 議案第43号 東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第8、議案第43号東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第43号東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約について。

次のとおり請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約の目的 東彼杵中学校校舎外壁改修工事。2、契約の方法 指名競争入札により契約。3、契約の金額 9493万円。4、契約の相手方 住所 長崎県大村市富の原2丁目848番地1。会社名 株式会社 サカモト美装。代表取締役 坂本剛志。令和4年6月16日提出。東彼杵町長 岡田伊一郎。

提案の理由としましては、東彼杵中学校校舎外壁改修工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。よろしくご審議のほど、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

議案第43号につきまして補足して説明いたします。

外壁改修工事をする校舎は、管理棟鉄筋コンクリート構造3階建て、総外壁面積1,316.16㎡。多目的ホール棟鉄筋コンクリート造2階建て、総壁面積827.2㎡。普通教室棟鉄筋コンクリート造3階建て、総壁面積1,493.53㎡。特別教室棟鉄筋コンクリート造2階建て、総壁面積720.72㎡。計4棟で、総壁面積の合計が4,357.61㎡となります。

改修工事の内容ですが、外壁改修としては、モルタル壁面に対しては、既存塗膜の洗浄除去を行い、ひび割れや改修のモルタル欠損分の改修、モルタル浮き部分の棟の改修を施し、アクリルゴム系塗膜防水塗装仕上げを行います。タイル壁面に対しては、既存塗膜の洗浄除去を行い、ネットバリアー工法によるアンカーピンの挿入を施し、外壁剥落防止を講じて樹脂注入と表面ネット張り及び塗装仕上げ等を行います。防水改修としては、建具廻りやエキスパンションジョイント等のシリコンシーリングの打ち替え改修でございます。

また、ユニット改修としては、堅樋塗装改修と、堅樋掴み金具取り替え等を行うこととしております。

つきましては、その内容について、添付の資料として A3 版の図面 4 枚を添付しております。そちらをご準備いただきたいと思います。

1 枚目の図面、校舎外壁の損傷や劣化状況によって対応する補修工法として工法 1、アンカーピンニング部分注入工法や工法 2 の外壁剥落防止工法、ネットバリアー工法など 7 つの工法を示しております。また、1 枚目の図面の右下の表でございますが、劣化状況に対する補修工法の施工内容を記載しております。

内容としては、モルタル浮き部分については、工法 1 のアンカーピンニング部分注入工法が行われます。モルタルクラック部分には、工法後のクラック自動式低圧エポキシ樹脂注入工法で対応いたします。また、モルタルハツリ取り部分については、工法 4 のモルタル部分補修工法によるポリマーセメント系防錆びと防食機能性無機質複合塗材による補修となります。

鉄筋腐食部分については、工法 3 による脆弱部分撤去後に防錆び及び防食処理の上、軽量トリマーセメントモルタル充填による補修となります。

続いて、添付資料の 2 面の、2 枚目の裏面をお願いします。この図面でございますが、このページの右下の表の図面名称に記載してありますように、外壁劣化参考図ということで、1 階の平面図から次のページが外壁劣化参考図 (2) といたしまして 3 階の平面図。そして、4 枚目の裏までの最終ページに亘って図面に劣化箇所を示した図面でございます。右下の凡例図を基にご参照をいただければと思います。

続きまして、添付資料の 1 枚目の裏面をお願いいたします。1 枚目の裏になります。前後して大変申し訳ございません。添付資料の 1 枚目の裏面から 2 枚目の表 3 ページに亘りまして劣化や損傷部分を図面に落とし、その補修に対する仕上げ工法を表記しております。なお、工法につきましては、先ほど添付資料の 1 ページに凡例を記載しておりますのでご参照をいただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今回 9493 万円が外壁、一般の当初予算で 1 億 5000 万円、今年度外壁工事が出ていましたよね、約。それに追加される金額というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

この工事に対する予算が 1 億 5000 万円だったと思いますが、入札の結果、9493 万円になったということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回上げさせていただいたのは、5000万円以上の工事でしたものですから、仮契約を今していきまして、今回、議案として出しているところでした。前回、予算の時に説明した内容とほぼ変わっていないかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりました。

じゃあ、この契約について、改修工事について少しお伺いしたいですけれど、要は、改修工事、おそらく9493万円ですから、以前質問したと思うんですけれど、工期が相当掛かるのであろうかと、約4か月というように記憶、間違っていたら訂正してください。そうすると、4か月となると、夏休み期間中だけではできない。となると、生徒の授業中に工事せざるを得ません。そうした時に、コロナ禍における改修工事、非常に埃とか騒音とか、そういうものが懸念されるということをおっしゃっていました。これに対して、どのように、教育委員会として、町として業者との処置対策です。埃とか騒音とか非常に問題。この態勢、具体的に、企業のサカモト美装さんと事前に打ち合わせ、なっているかどうか、その点についてお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

業者とは仮契約の段階で、議会での承認を得て本契約ということでございますので、この後協議ということになります。ただ、工事にあたりましては、大石議員ご指摘のように、騒音や埃等の問題が懸念されます。それにつきましては、工事工程の施工管理の中で十分対応、協議を進めていきたいと考えております。工期につきましては、12月23日までを工期末としております。ですから、あとこの契約のご承認をいただいた後、動いても約半年ないですね。5か月ぐらいですかね。6か月でございますけれど、そういった時期になろうかと思っております。

一応、考えている予定としましては、夏休みを中心として、そういう騒音が出るものは対応していきたいと考えておりますが、しかしながら、工事の内容によっては、そういった時期で完成対応できない部分もあろうかと思っておりますので、こちらの案といたしましては、授業が終わる午後3時以降の時間帯、若しくは土曜日の工事の対応ということも業者と調整をしながら、授業等に支障を来さないような最大の努力をしながらやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

今回の契約が 9493 万円、1 億円近い契約になっております。壁の状況に応じてそれぞれ工法 1 から工法 7 まで、それぞれの対応した処理をし、その後補修工事が行われるというような形なんですが、先ほど建具廻りという言葉が使われましたが、現在の建具が、全てこの後も使えるような建具とは私が確認した以上、もうそろそろ交換しなければいけないだろうというような建具が数箇所あったのを記憶しております。したがって、これは外壁工事をした後にまた建具を変えらなければ、またそこを削って、また作るというような形になろうかと思うんです。そういったことがないように、事前に、サッシはここはいかんだらうと確認していないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

建具廻りということにつきましては、工法 6 でお示しをさせていただいておりますように、今、雨の横からの吹き込みという部分で、いわゆる建具の外回りですね、そういったところの隙間、そういったものを埋めるということでの今回の対応でございます。

建具の状態ということに関しましては、今年度の内部の改修設計の中で、調査をする中で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

それは順番がちょっとおかしいんじゃないですか。やはり、外壁工事をするのであればサッシはつきものですよ。だったら、サッシも点検して同時に行うというのが、通常、我々の家をする場合はそういうふうにしますよ。外を塗ってからサッシを替える、そういうバカなことはしません。どうして、財源が潤沢の町ですからこんなことをやるかなと思うんですが、順番を立ててサッシをまず点検するでしょう。替えなければならぬサッシは、当然あるはずなんですよ。そして外壁工事をやる。そして内装工事に入ると。順番が、そういう順番に、普通考えればならないですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

今回、建具の状況ということにつきましては、部分的に、先ほど森議員からご指摘がありましたように、現場におきましては、そのもの自体替えなければいけないという所もあったかと思いますが、ただ、サッシ等については、現状、今の外壁等を調査した中で、まず外壁の雨漏りという部分

についてを解消するという事で、建具のそのもの自体は、特段問題はないということで判断をして工事を進めている予定でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

建具はドアみたいなものも入るんですよ。ドアなんかは実際閉まらない所があるんですよ。既に変形しているんです、あれは、枠が。完全に閉まらない所があるでしょう。ガチャンと蹴ったら収まるようなドアだったと思います。変形しているんですよ、ドア枠が。これは明らかに我々ど素人でも、これはそろそろ外枠とドアを替えなくちゃいけないなど。それとも、蝶つがいが変形しているのかなど。その辺のところ、我々ど素人でも判断できるんですよ。外の塗装をしたあげくにまたそれをやり替えると、またやり替えんばでしょう、工事をするにあたっては。剥がさなければいけないでしょう。解体しなければいけないでしょう、バンドの周りを。だから言っているんですよ。

ですから、その辺のところをよく、順番を研究して、むらのないような工事工法での手順、手順ですね、手順でやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

答弁は要りますか。

○——△——

要らない。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

昨年度、屋上の修理をされまして、今回、長寿命化計画に沿ってされていると思うんですけど、屋上の場合は約10年、長寿命化計画の中でもつという形でされたかなと思うんですけど、外壁の場合は、何年程度、今回したら長寿命化的にできるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

今回の改修工事でございますが、改修工事で長寿命化ということが目的ではございません。その建物、そのもの自体の耐用年数が長くなるということではございませんで、現状の劣化、経年劣化のために損傷部分を保障して、いわゆる本来の使用耐用年数まで安全にかつ危険がないように使用できるようにするための改修工事でございます。現在約41年経過をしております。ですから、それに対応して使用耐用年数がおそらく50年、そういったものまでは安全に使用ができるということの改修工事が目的でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、教育次長の説明は長寿命化ではない、目的ではない。じゃあ、塗ったくりという話ですね、お化粧という話でしょう。私もそう思ったんです。工法の 3 番辺りを見ていたら、1 枚目の。欠損している所を本当にこんな感じで長寿命化が果たせるのかなという素朴なですよ、専門家ではないから私もわからないんですけれど。本当にこれで長寿命化ができるのかなと質問しようかなと思っていたんですけれど、今、長寿命化ではないという回答でした。であれば、ほんとに、ここに、屋上に 5000 万円、今回 9400 万円、次は令和 5 年度には内装工事でいかほど掛かるかわからないですけど、本当に長寿命化でない所にお金を掛けていくのが良かったのか。それとも、根本的に、当初から言われているように新しい中学校。もっともっと、今 30 名ぐらいのお子さんたちが誕生しておられる、そういうことを将来 7 年後、8 年後には、少なくとも小学生に入られるわけですよ。今回は中学校ですけどね。そういうことを踏まえて小中一貫校とか、そういうのを総合的にやらないといけない。そういうことを言うと教育長は、統合在りきということになるからいたしませんという答弁。統合在りきではなくて、そういうことも 5 年後、10 年後を見据えて、今から町長部局も教育委員会部局も、しっかり将来構想を詰めてこういう改修工事をやっていかないと、無駄なお金の投資になっていく恐れがあるということなんですよ。だから、今回、こうやって、まあ、我々は当初予算で 1 億 5000 万円認めていますからね。これは良いんですけれど。

やはり、そういうことも踏まえながら、特に教育委員会では統合在りきということではなくて、こういうことを、今の現状の 30 名しか生まれてきていない現状を踏まえて、小中一貫校とかいうことを教育委員会皆さんで共有し、保護者の方に共有し、町民の方々に積極的に訴えていく努力が、これが必要なんですよ。やはり、5 年後、10 年後を見据えて行政をやっていかないと、そこに目に蓋をしてやっていくということはありません。私は思いますけれど、この点について、教育長の、教育長の見解をお伺いします。教育長、教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

前回の議会の時に答弁しましたように、教育委員会内で、教育委員会で定例会で毎回勉強会しております。そういうことでその勉強会を進めていく段階でどういう方法で意見を聴くとか、まずは説明、こういうものだという説明が要ると思いますが、その辺の手順も一緒に話し合っていくいなというふうに思っております。まずは、今、小中一貫校とは、あるいは義務教育学校とはというところから今勉強しているところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大石議員の質疑にお答えいたしますが、東彼杵中学校は、躯体が 60 年はもつということで、とりあえず、今、雨漏りがひどいから子どもたちは困るという PTA の要望も大多数からあっていたから緊急でします。普通の家でも設計をしてから工事に掛かるのは 1 年掛かるんですよ。中学校だったら、たぶん、また基礎とかなんか調査すれば何年か掛かります。その間に児童の意見、生徒の数。

それと、また、実数の数だけではいけないんですね、色んな方がいらっしゃったら学級数もそこに、1人いたら1人でも設けなければいけないというような体制が出てきておりますので、その辺も十分見極めながら、将来、その過疎がもし該当すれば、中学校が該当するように糧になっていきますので、義務教育とか。それは、今、現実的に早急な手当てをするために、対抗な、とりあえず手段をとらせていただいたということで。将来計画は今から始めないと間に合わないと思いますので、十分教育委員会とも連携をしながら、保護者の皆さん、今の保護者じゃないんですけど小学校に居る保護者の皆さん、あと5年、10年掛かった時に。そういう感じで、見極めながらしていきますので。今回はとりあえず躯体60年の緊急雨漏り工事を、防止したり、森議員からもありましたけれど、内部はまた内部で、今度調査をして実施するようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時43分）

再開（午前11時46分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を進めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第43号東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第9 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 9、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 10 特別委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第 10、特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会改革特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 11 議員派遣の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第 11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の会議は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第2回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前11時48分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 森 敏則

署名議員 橋村 孝彦